

第五十八回国会 参議院 逓信委員会 會議録 第五号

昭和四十三年三月二十六日(火曜日)

午後零時三十六分開会

出席者は左のとおり。

委員長 久保 等君
理事 寺尾 豊君
西村 尚治君
松平 勇雄君
森 勝治君

委員

古池 信三君
白井 勇君
新谷寅三郎君
光村 基助君
横川 正市君
和泉 覚君
市川 房枝君

国務大臣

郵政大臣 小林 武治君

政府委員

郵政大臣官房長 溝呂木 繁君
郵政省電波監理局長 石川 忠夫君

事務局側

常任委員会専門員 倉沢 岩雄君

参考人

日本放送協会の長 前田 義徳君

本日の會議に付した案件

○放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣送付、予備審査)

○委員長(久保等君) ただいまから逓信委員会を

開会いたします。

初めに、理事会の協議の結果について御報告いたします。

本日の委員会は、昭和四十三年度NHK予算の説明を聴取することになりましたので御了承願います。

○委員長(久保等君) 放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。小林郵政大臣。

○国務大臣(小林武治君) ただいま議題となりました日本放送協会の昭和四十三年度収支予算、事業計画及び資金計画の提案理由につきまして御説明申し上げます。

この収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法第三十七條第二項の規定によりまして、郵政大臣の意見を付して国会に提出するものであります。

これら収支予算等についての概略を申し上げます。

まず収支予算につきましては、その規模は、収入におきましては九百九十八億五千百万円で、昭和四十二年に比し、二十五億六千三百百万円の増加、支出におきましては一千四億五千百万円で十一億六千三百百万円の増加となっております。このほか、前年度からの繰り越し金六億円を収入として予定しております。

収支予算の内訳といたしましては、前期繰り越し収支剰余金六億円、資本収入二百一十一億四千五百百万円、事業収入七百八十七億六百万円、資本支出二百二十八億円、事業支出七百七十二億五千百万円、予備金四億円となっております。前期繰り越し収支剰余金及び事業収入のうちの十億五千五百万

円は資本支出に充当することとなっております。

次に、事業計画につきましては、そのおもなものは、テレビジョン放送の全国普及のための放送局置局の促進、放送番組の充実刷新、新受信料体系の設定に伴う受信契約者の開発、維持等となっております。

なお、受信料体系につきましては、ラジオのみの放送の受信についての契約は廃止し、協会の行なう放送の受信についての契約を、カラーテレビジョン放送を含む受信の契約と、カラーテレビジョン放送を含む受信の契約の二種類に改めることとし、四月一日から実施する予定となっております。

郵政大臣といたしましては、これら収支予算等につきまして検討いたしました結果、これをおおむね適當であると認め、お手元にお配りいたしましたとおりの意見を付して提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○委員長(久保等君) 次に、日本放送協会より補足説明を聴取いたします。

○参考人(前田義徳君) ただいま議題となっております日本放送協会の昭和四十三年度の収支予算、事業計画及び資金計画につきまして、御説明申し上げます。昭和四十三年度の事業の運営につきましては、この第二次六カ年計画の成果を基礎といたしまして、事業経営の長期的構想のもとに、テレビジョン、ラジオ両放送の全国普及の早期達成につとめましますと、すぐれた放送

を実施して、国民の要望にこたえ、国民生活の充実に資するよう努力する所存でございます。

まず、協会の事業運営の根幹となります受信料体系について申し上げます。協会は、国民の受信料負担の軽減と公平を期する見地から、従来の契約体系及び料金を改め、普通契約とカラー契約の二種類の料金体系を設定し、料金の月額を普通契約においては三百十五円、カラー契約においては四百六十五円とすることとしております。また、ラジオのみの契約については、これを廃止することとしております。

次に、おもな計画について御説明申し上げます。まず、建設計画から申し上げますと、テレビジョンにつきましては、総合、教育とも全国放送網の早期完成をはかるため、総合、教育両テレビジョン局とも百四十局の建設を完成し、百二十局の建設に着手することとしております。これらにより四十三年度末におきましては、総合、教育両テレビジョン局とも八百一局となり、全国総世帯に対するカバレッジは、両放送網とも九六％となる予定であります。

一方、ラジオにつきましては、放送の受信困難な地域の解消をはかるため、大阪大電力放送局の建設を推進するほか、第二放送四局の増設を実施することとしております。また、超短波放送の普及をはかるため、四十局の建設を行なうこととしております。

これらによりまして、四十三年度末の全国総世帯に対するカバレッジは、第一放送九九・七％、第二放送九八・六％、超短波放送八九％となる予定であります。

また、かねて建設を取り進めておりました放送センター第二期工事を完了いたしますほか、テレビジョン、ラジオ放送設備の充実改善、研究用施

設、業務の合理化のための機器の整備等を実施することといたしております。

このほか、沖縄関係技術施設の整備を実施することといたしております。

次に、事業運営計画について申し上げます。

まず、国内放送につきましては、テレビジョン、ラジオとも番組内容の充実刷新にとめることといたしておりますが、テレビジョンにおきましては、総合放送は、広く一般を対象として、番組の各分野にわたり調和のある編成を行なうとともに、佐賀、香川の県域ローカル放送を充実することとし、教育放送は、学校放送、通信教育番組を中心に編成を行なうとともに、新たにローカル放送による教育番組を実施することといたしております。

また、カラーテレビジョン放送につきましては、ニュース及び教育番組などカラー放送に適した番組を対象に順次拡充することとし、放送時間を一日平均十時間とすることといたしております。

ラジオにおきましては、第一放送及び第二放送の全般にわたり番組の刷新をはかり、受信者の聴取態様に適合した効果的な番組の編成を行なうとともに、超短波放送におきましては、ステレオ放送の拡充、高度の教養番組の充実等、その特性を生かした番組の刷新強化をはかることといたしております。このほか、報道取材体制の強化、放送番組の利用促進等の諸計画を実施することといたしております。

また、国際放送につきましては、一日三十六時間三十分の規模により放送を実施することといたしておりますが、各地域の特殊性に即した番組を編成するとともに、国際放送の周知の強化等により放送効果の増大をはかることといたしております。

次に、受信契約者の普及、協会事業の周知につきましては、新しい受信料体系の確立と相まって、受信者の開発につとめるとともに、受信者の理解と協力を得るよう協会事業の周知、受信の改善を積極的に行なうことといたしております。特

に、大都市圏における総合受信者対策、UHFテレビジョンの普及、テレビジョン共同受信施設に対する助成等により、極力、受信契約者の維持開発につとめ、あわせて受信料の収納につきましても、一そう確実を期するよう努力することといたしております。

調査研究につきましては、国民世論調査、テレビジョン及びラジオ番組聴取状況調査並びに意向調査、放送衛星の開発に関する研究、カラーテレビジョンの改善研究等を積極的に実施することといたしております。

経営管理関係につきましては、事業規模の拡大に伴う業務の増大に対処いたしまして、業務全般にわたり効率化を積極的に推進し、経費の節減につとめまするとともに、業務全般の機械化及び職員に対する教育訓練の実施等により、企業能率の向上をはかることといたしております。

また、給与につきましては、社会水準に比し、適正な水準を維持し得るよう改善をはかる所存であります。

最後に、これらの事業計画に対応する収支予算につきまして申し上げます。

まず、収入といたしましては、資本収入において二百一十一億四千五百万円でありまして、このうち、外部資金の借入れにつきましては四十六億三千万円でありまして、また、事業収入において七百八十七億六千万円であり、このうち、受信料収入につきましては、昭和四十三年度における受信契約者の増減を、普通契約においては、年度初頭二千九百一十件に對し、カラー契約への変更により年度内四十九万九千九百九十九件の増加、合せて年度内四百四十九万九千九百九十九件の増加を見込み、七百七十三億一千万円と予定いたしております。このほか、前年度からの繰り越し金六億六千万円を予定いたしております。

これに対する支出といたしましては、資本支出において二百二十八億八千万円でありまして、このうち、建設計画に要する経費は百五十八億五千万円

であります。また、事業支出において七百七十二億五千百万円であり、これが内容につきましては、国内放送費に二百四十一億一千四百百万円、国際放送費に七億一千二百百万円、業務費に六十五億二千六百万円、調査研究費に十五億六千七百百万円、管理費に九十四億六千七百百万円、給与に二百四億九千二百百万円、減価償却費に百十八億二千百万円、関連経費に二十五億五千三百百万円でありまして、このほか、予備金として四億四千万円を計上いたしております。

以上、昭和四十三年度日本放送協会の収支予算、事業計画等につきまして、そのあらましを申し述べさせていただきますが、わが国経済文化の発展、国民生活の向上に放送の果たすべき使命が、ますます重要となつていくことに思いをいたしまして、従業員一同総力をあげ、この責務遂行に努力する所存でありますので、委員各位の変わらぬ御協力と御支援をお願いいたし、あわせて何とぞすみやかに御審議、御承認を賜りますようお願い申し上げます。私の説明を終わらせていただきます。

○委員長(久保等君) 本件に対する質疑は、次回に譲ることといたします。

次回は、三月二十八日午前十時を予定し、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十七分散会

三月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、別冊日本放送協会昭和四十三年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

日本放送協会昭和四十三年度収支予算、事業計画

及び資金計画 昭和四十三年度収支予算

予算総則

第1条 昭和四十三年度収支予算の収入および支出を別表収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の月額額は、カラーテレビジョン放送を含む受信の契約にあつては

3,150円、カラーテレビジョン放送を含む受信の契約にあつては4,650円とする。ただし、12か月分を前納する者については当該12か月分はそれぞれ3,465円、5,115円とし、6か月分を前納する者については当該6か月分はそれぞれ1,735円、2,560円とする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむをえない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各事項において、彼此流用することができない。ただし、給与については、他の項と彼此流用することができない。

第5条 本予算中資本支出において、年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

第6条 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第7条 予備金は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

第8条 予備金を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第9条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部または全部を事業のため直接必要とする経費の支出、借入金返還または設備の新設、改善に充てることができる。

第10条 前項に定めるもののほか、職員の能率向上に

よる企業経営の改善によつて、収入が予算額に比し増加し、または経費を予定より削減したときは、その増加額または削減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

第8条 前期繰越収支剰余金が本予算において予定する金額に比し増減したときは、経営委員会の議決を経て、借入金の返還または設備の新設、改善に充てた経費を加減して使用することができる。

第9条 前年度の決算において収支欠損金を生じた場合は、本予算中事業支出を差し繰り補てんしなければならない。

第10条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券にかえることができる。

第11条 国際放送ならびに選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送ならびに選挙放送に關係ある経費の支出に充てることができる。

第12条 業務に關係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究に關係ある経費の支出に充てることができる。

昭和43年度収支予算書

(款) 前期繰越収支剰余金	600,000千円
(取) 収入	
(項) 資本収入	21,144,800千円
放 送 債 券 入 金	2,000,000千円
長 期 借 入 金	2,630,000千円
売却固定資産代金	900,000千円
減価償却引当金	11,820,000千円
放送債券償還積立金	3,794,800千円
(款) 事業収入	78,706,139千円
(項) 事業収入	77,309,745千円
交 付 金 入 入	149,708千円
雑 収 入	1,246,696千円
(支 出)	

(款) 資本支出
(項) 建設費
放送債券償還積立金
繰入金
15,850,000千円
1,932,780千円

(款) 事業支出
(項) 船舶内放送費
22,799,703千円
15,850,000千円

(款) 事業支出
(項) 船舶内放送費
20,492,486千円
24,113,922千円

(款) 事業支出
(項) 船舶内放送費
77,251,236千円
712,339千円

(款) 事業支出
(項) 船舶内放送費
20,492,486千円
712,339千円

(款) 事業支出
(項) 船舶内放送費
20,492,486千円
712,339千円

(款) 事業支出
(項) 船舶内放送費
20,492,486千円
712,339千円

(款) 事業支出
(項) 船舶内放送費
20,492,486千円
712,339千円

(款) 事業支出
(項) 船舶内放送費
20,492,486千円
712,339千円

(款) 事業支出
(項) 船舶内放送費
20,492,486千円
712,339千円

(款) 事業支出
(項) 船舶内放送費
20,492,486千円
712,339千円

(款) 事業支出
(項) 船舶内放送費
20,492,486千円
712,339千円

(款) 事業支出
(項) 船舶内放送費
20,492,486千円
712,339千円

(款) 事業支出
(項) 船舶内放送費
20,492,486千円
712,339千円

(款) 事業支出
(項) 船舶内放送費
20,492,486千円
712,339千円

昭和43年度事業計画

1 計画概説
昭和43年度における日本放送協会の事業運営については、第2次6か年計画の成果を基礎とし、事業経営の長期的構想のもとに、テレビジョン、ラジオ両放送の全国普及の早期達成に努めるとともに、すぐれた放送を実施して、国民の要望にこたえる。

(1) 放送受信契約については、ラジオのみの放送の受信についての契約を廃止し、国民の受信料負担の軽減と公平を期するため、協会の行なう放送の受信についての契約を、カラーテレビジョン放送を含まない受信の契約（以下「普通契約」という。）とカラーテレビジョン放送を含む受信の契約（以下「カラー契約」という。）の2種に改める。

(2) 放送網の建設については、テレビジョン、ラジオとも全国あまねく受信できるよう、テレビジョンにおいては、総合、教育両放送網の早期完成を目標に積極的な建設を行なう。また、ラジオにおいては、標準放送網の整備を行なうほか、超短波放送局の置局を進める。

(3) テレビジョン、ラジオとも番組内容を充実、刷新するとともに、カラーテレビジョン番組については、順次拡充を図ることとする。また、テレビジョンローカル放送についても、地域社会に密着した報道、教育、教養番組の充実、強化を行なう。

(4) 放送番組の利用については、教育、教養番組の充実に対応して、学校教育面への利用の促進を図るとともに、社会教育面への利用についても、放送視聴グループの育成等により、積極的に促進する。

(5) 受信契約者の普及については、新受信料体系の確立とあいまつて、受信者の開拓につとめるとともに、受信者の理解と協力をうるよう協会事業の周知、受信の改善を積極的に進め、極力、受信契約者の維持増加を図る。

(6) 国際放送については、諸外国との経済、文化交流の促進と、国際間の理解と親善に寄与するため、番組内容の充実刷新を行ない、放送効果の増大を図る。

(7) 調査研究については、放送番組および放送技術水準の向上を期するため、基礎的研究の充実、その他調査研究活動の全般にわたる強化を図るとともに、その成果を広く一般に公開して、わが国放送文化の発展に資する。

(8) 経営管理については、事業規模の拡大と複雑化に対処し、経営全般にわたる業務の効率化を積極的に推進し、企業能率の向上を図る。また、職員に対する給与については、適正な水準の維持を図る。

2 建設計画
建設計画については、テレビジョン放送網およびラジオ放送網の建設に38億7,900万円、放送設備の充実、改善および演播所の整備に98億4,300万円、研究施設等の整備に22億7,800万円、沖縄関係技術施設の整備に3億5,000万円、総額158億5,000万円をもつて施行する。

(1) テレビジョン放送網計画
テレビジョン放送の全国普及の早期達成を図るため、総合、教育両テレビジョン局とも、内之浦等140局の建設を完成し、120局の建設に着手する。また、テレビジョン放送所非常用電源装置の整備、無人化等を行なう。これらに要する経費は、32億2,900万円である。

(2) ラジオ放送網計画
放送の受信困難な地域の解消を図るため、第2放送4局の増設を実施するほか、ラジオ放送所の無人化等を行なう。また、超短波放送についても夕張等40局の建設を行なう。これらに要する経費は、6億5,000万円である。

(3) 演播所整備計画
放送センター第2期工事を完了するとともに長崎、姫路、和歌山、室蘭等地方局演播所の整備を行なう。これらに要する経費は、34億4,300万円である。

(4) 放送設備整備計画
放送番組の拡充に対処し、あわせて良質放送を実施するため、老朽の著しい放送設備を更新するほか、技術革新の進展に対応して設備の改善を行なうこととし、カラー放送設備、報道用取材機器、中継放送用機器等の整備を行なう。

(5) 研究設備、一般施設整備計画
放送技術、放送番組の調査研究の進展に対応して、研究用施設、調査用機器の整備を図る。また、一般施設については、業務の効率化のための機器の整備、事務室、宿舍の増改築等を行なう。これらに要する経費は、22億7,800万円である。

沖繩関係技術施設の整備に3億5,000万円

(1) 要員および給与

これに対する給与は、総額 204 億 9,248 万 6 千円である。

テレビジョンについては、総合放送は、

番組制作に 127 億 7,931 万 8 千円、番組の編成企画その他に 21 億 2,107 万 3 千円である。

イ 放送施設の運用維持については、保守運用の効率化等により極力経費の節減を図ることとするが、置局による設備の増加等により、前年度 44 億 7,192 万円に対し、3 億 2,806 万 3 千円の増額となり、総額 47 億 9,998 万 3 千円である。

ウ 通信施設関係については、前年度 42 億 5,632 万 2 千円に対し、1 億 5,722 万 6 千円の増額となり、総額 44 億 1,354 万 8 千円である。

以上により、国内放送費総額は、前年度 225 億 7,803 万 6 千円に対し、15 億 3,588 万 6 千円の増額となり、総額 241 億 1,392 万 2 千円である。

(3) 国際放送

国際放送については、1 日 36 時間 30 分の放送時間により、ニュース・インフォメーション番組、各地域の特殊性に即した番組を編成することともに、国際放送の周知の強化等により放送効果の増大を図り、放送を通じての国際間の理解と親善に寄与する。

このため前年度 7 億 715 万 4 千円に対し、518 万 5 千円の増額となり、総額 7 億 1,233 万 9 千円である。

業務関係については、協会事業の周知の強

化、新受信料体系の周知ならびに難音防止等
受信の改善につとめるとともに、大都市圏に
おける総合受信者対策、UHFテレビジョン
の普及、テレビジョン共同受信施設に対する
助成等により、極力、受信契約者の維持開発
につとめ、あわせて受信料の確実な収納を図
る。

このため、前年度61億8,986万円に対し、
3億3,619万5千円の増額となり、総額65億
2,605万5千円である。すなわち、広報およ

(5) 管理關係

(6) 調查研究關係

(1) 普通契約

了 有料契約者見込數

受信料免除者見込数

(2) カラー契約

区 分	昭和43年度	昭和42年度	増 減
年度初頭契約者数	0	0	0
年度内新規契約者数	1,540,000	0	1,540,000

て、国民世論調査、テレビジョンおよびラジオによる調査研究関係については、番組面において、番組組織視状況調査ならびに意向調査等を行つた調査はない、技術面において、放送衛星の開発に関する研究、カラーテレビジョンの改善研究、放送技術発展のための基礎研究等を行なう。

このため、前年度14億8,949万円に対し、7,701万8千円の増額となり、総額15億6,650万8千円である。

(7) 財務関係

以上のほか、事業運営のために必要な経費として、減価償却費118億2,000万円、未収受信料欠損償却、放送債券発行償還経費、支払利息等の関連経費25億5,254万3千円および予備金4億円を計上する。

(7) 財務關係

年度内處止契約者數	140,000	0	140,000
年度内増加契約者數	1,400,000	0	1,400,000

(參考)
有料契約者見込総数

昭和43年度資金計画
昭和43年度収支予算および事業計画に基づく本年度における資金計画は、次のとおりである。

1 本年度の入金額
受信料収入については、受信料収入予算773億974万5千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収解額765億3,664万8千円を予定する。

このほか、国際放送関係政府交付金1億4,643万5千円、選挙放送関係交付金327万3千円、受入利息、巡回相談収入等の雑収入12億4,668万6千円、放送債券20億円発行による入金19億9,000万円、長期借入金26億3,000万円、国定資産売却代金9億円、放送債券返済法定積立金

区 分	第1・4半期	第2・4半期	第3・4半期	第4・4半期	合 計
1 前期繰越金	1,900,000	1,879,252	1,781,833	1,786,510	—
2 収 入	19,854,713	21,791,784	23,036,187	25,405,589	90,088,273

以上入金額合計は、900億8,827万3千円である。

本年度の出金額
事業経費 627 億 7,869 万 3 千円、放送設備建設改修費 158 億 5,000 万円、放送債券返済 37 億 9,480 万円、長期借入金返済 12 億 3,112 万 3 千円、放送債券返済法定積立金 19 億 2,378 万円、円、放送債券利息等 41 億 8,233 万 4 千円をあわせ、合計 901 億 6,073 万円である。

資金の需要および調達を 4 半期にみれば、別表のとおりである。

受放長期交付金收入	18,368,796	0	18,368,796	0	18,368,796	76,536,648
雜收入	36,635	0	1,580,000	0	1,990,000	1,990,000
固定資產売却代金	311,671	39,801	311,671	36,636	1,050,000	2,630,000
放送債券返済金戻入	52,650	57,950	311,671	0	36,636	149,708
前受金等	717,400	886,000	57,950	35,150	754,250	1,246,686
支業經費	367,561	547,566	766,400	1,425,000	900,000	3,794,800
放設備建設改修費	19,875,461	21,889,153	456,070	1,469,234	2,840,431	90,160,730
放送債券返済金	14,207,502	14,479,216	23,031,560	25,364,556	62,778,693	15,850,000
長期借入金返済	3,866,000	4,401,000	17,273,112	16,818,863	4,126,000	3,794,800
法定積立金	717,400	886,000	766,400	1,425,000	480,000	1,231,123
子備金	0	751,123	0	0	223,780	1,923,780
放送債券利息等	500,000	500,000	700,000	100,000	100,000	400,000
後期繰越金	100,000	100,000	100,000	735,048	2,190,913	4,182,224
	484,559	771,814	1,781,883	1,786,510	1,827,543	—
	1,879,252	1,781,883	1,786,510	1,827,543	—	—

本放送協会（以下「協会」という。）の昭和43年
又支予算、事業計画および資金計画は、おおむね
適当と認めるが、下記の点に十分配慮のうえ、
計画の実施にあたるべきである。

お、事業計画中、放送網の建設計画について超短波放送およびUHFテレビジョン放送等免許方針との関係において、変更の必要が生ずる場合もあると考える。また、受信料の額については、今後のカラーテレビジョン放送受信者の増減状況等を勘案のうえ、国民の受信料負担の軽減をい見地から、これが適正化についてさらに考えてべきである。

四

負担する受信料を唯一の財源としてなされていることを認識し、事業の運営にあたっては、その経費の効率的使用と節減に努めるべきである。

三月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案

お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案

お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部を改正する法律案

第一条第二項中「二万円」を「三万円」に改める。

第五条第二項中「行方不明」を「行方不明」に、「又は原子爆弾」を「原子爆弾」に、「団体の」を「団体又は交通事故の発生若しくは水難に際して人命の応急的な救助を行なう団体の」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第一号、第四号及び第五号」を「第一号及び第四号」に改め、同条第五号を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第六条に見出しとして「(寄附金の委託)」を附し、同条第一項中「前条第四項」を「前条第三項」に、「郵便募金管理会に寄附」を「寄附すること」を郵政大臣に委託」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

第七条の見出しを「(寄附金の処理等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

郵政大臣は、前条の規定により委託された寄附金を郵便振替の方法により滞滞なく取りまとめるものとする。

第七条第四項中「第一項」を「第三項」に、「配分団体」の「配分金の額」を「その内容」に、「その額及び第二項に規定する事項を定めた場合」にあつてはその事項を当該配分団体及び郵便募金管理会を「当該配分団体に係るその内容及び第四項に規定する事項を当該配分団体」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項」を「第三項」に、「前項に規定する事項」を「前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「守らなければならない事項を定めることができる」を「守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分の使途についての監査及び当該監査の結果に基づき配分金の返還に必要事項を定めるものとする」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の二項を加える。

2 郵政大臣は、前項の規定により取りまとめた寄附金(次条及び第九条を除き、以下単に「寄附金」という。)の額から、当該寄附金つき郵便書等

の発行及び売りさばき並びに同項の規定による取りまとめのため郵政省において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため郵政省において特に要する費用の額を控除するものとする。

3 郵政大臣は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第五条第三項の規定により告示した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの(以下「配分団体」という。)及び当該配分団体との配分すべき額を決定するものとする。

第八条から第十一条までを次のように改める。

第八条 配分金の辞退等により、交付し、又は交付すべきであつた配分金の全部又は一部が返還され、又は交付できなくなつたときは、当該返還され、又は交付できなくなつた配分金は、その返還され、又は交付できなくなつた日以後最初に第五条第一項の規定により発行される寄附金つきのお年玉つき郵便書にその額が表示されている寄附金とみなす。

(寄附金の経理等)
第九条 郵政大臣は、寄附金を配分団体に交付するまでの間、それを資金運用部に預託することができる。

2 前項の規定により資金運用部に預託した結果生じた利子は、寄附金に充てるものとする。

3 前条の規定は、前項の利子について準用する。
第十条 郵政大臣は、毎年、前年の十月一日からその年の九月三十日までの間における寄附金に関する経理状況を公示するものとする。

(政令への委任)
第十一条 この法律に定めるもののほか、寄附金の処理に必要事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和四十三年十月一日から施行

する。

(郵便募金管理会の解散等)

2 郵便募金管理会は、この法律の施行の時にいて解散するものとし、その資産及び債務は、その時において郵政事業特別会計が承継する。

3 郵便募金管理会の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算及び事業報告書の作成等については、郵政大臣が従前の例により行なうものとする。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二月を経過する日とする。

4 第二項の規定により郵便募金管理会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(経過規定)

5 この法律の施行の際現に郵便募金管理会の所有に属する寄附金は、改正後の第六条の規定により寄附することを郵政大臣に委託されたものとみなす。

6 この法律の施行の際現に改正前の第九条の規定により郵便募金管理会と配分金交付契約を締結している配分団体は、改正後の第七条第六項の規定により同条第三項の規定による決定の内容及び同条第四項に規定する事項の通知を受けた配分団体とみなす。この場合において、当該通知に係る同項に規定する事項の内容は、当該配分金交付契約において約定された事項とする。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

8 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第一号中「郵便募金管理会」を削る。

(所得税法の一部改正)

9 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

削る。

(法人税法の一部改正)

10 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中郵便募金管理会の項を削る。

三月十五日委員会に左の案件を付託された。

一、戦傷病者に対する放送受信料免除に関する請願(第三四八号)

一、簡易郵便局法改正に関する請願(第二四一

号)(第二四二二二)(第二四一三三)(第二四

一四四)(第二四一五五)(第二四一六六)(第二

三二七)(第二四三三五)(第二四三六六)(第

二四九七)(第二四九八八)(第二五八四四)

(第二五八五五)(第二五八六六)(第二五八

七号)(第二六〇九号)(第二六一〇号)(第二六

一四号)(第二六二二二)(第二六一三三)(第二

六四八)(第二六四九号)(第二六五〇号)(第

二六五一)(第二六五二二)(第二六八九号)

(第二七一九号)(第二七二〇号)(第二七二

一四号)

一、F M東海及び東海大学付属星高校存続等

に関する請願(第二五二八号)

一、郡山地方貯金局の廃局反対に関する請願

(第二六九一号)

第二三四八号 昭和四十三年三月一日受理
戦傷病者に対する放送受信料免除に関する請願
(二通)
請願者 東京都新宿区市ケ谷本村町四二財
団法人日本傷痍軍人会内 奈良栄
三外一名
紹介議員 山下 春江君
戦傷病者に対する放送受信料(甲、乙)を免除され
たい。
理由 終戦まで戦傷病者の放送受信料は全面的に免除さ

れていたが、終戦後この取扱いは廃止され、現在、受信料の全額を徴集されている。一方、生活保護世帯及び一般身体障害者には、ラジオ(乙)、テレビ(甲)受信料を免除する措置がとられている。

第二四一〇号 昭和四十三年三月一日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 北海道常呂郡佐呂間町若里簡易郵便局内 金子富治

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二四一一号 昭和四十三年三月一日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 福島県石川郡石川町大字中田矢造簡易郵便局内 深谷寿章

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二四一二号 昭和四十三年三月一日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 栃木県那須郡烏山町下境簡易郵便局内 塩野目玲子

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二四一三号 昭和四十三年三月一日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 広島県三重市中之町三原中之町上簡易郵便局内 郷田勝登

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二四一四号 昭和四十三年三月一日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 佐賀県小城郡三日月村大寺一二六簡易郵便局内 池田弘子

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二四一五号 昭和四十三年三月一日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 大寺簡易郵便局内 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二四一六号 昭和四十三年三月一日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(二通)

請願者 山形県東田川郡余目町平岡平岡簡易郵便局内 日下部利雄外一名

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二四一七号 昭和四十三年三月一日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(五十五通)

請願者 鳥取県高砂郡青谷町青谷駅前簡易郵便局内 池田和加代外五十四名

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二四一八号 昭和四十三年三月二日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(二通)

請願者 鹿児島県薩摩郡那覇院町上手簡易郵便局内 小田原秀人外一名

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二四一九号 昭和四十三年三月二日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 千葉県八日市場市高二、一八五須簡易郵便局内 石田 秀子

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二四二〇号 昭和四十三年三月二日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 新潟県燕市大曲村二、七六ノ一簡易郵便局内 持文治

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二四二一号 昭和四十三年三月二日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 新潟県燕市大曲村二、七六ノ一簡易郵便局内 小柳 牧衛君

請願者 福岡県京都郡田町港簡易郵便局内 藤本真一

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二四二二号 昭和四十三年三月四日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 高知県須崎市上分町上分簡易郵便局内 赤崎行雄外一名

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二四二三号 昭和四十三年三月四日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(二通)

請願者 広島県御調郡御調町大山田大和簡易郵便局内 下青木ヒフミ外一名

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二四二四号 昭和四十三年三月四日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(九通)

請願者 北海道士別市温根別町天塩白山簡易郵便局内 武田勝由外八名

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二四二五号 昭和四十三年三月四日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(二十通)

請願者 石川県鳳至郡能都町宮地簡易郵便局内 中田俊夫外十九名

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二四二六号 昭和四十三年三月五日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 北海道北見市川東町川東簡易郵便局内 中川マツヨ

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二四二七号 昭和四十三年三月五日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 北海道美幌市東六条南一丁目美幌簡易郵便局内 尾崎光三

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二四二八号 昭和四十三年三月五日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 群馬県利根郡利根村利根簡易郵便局内 小林三代重

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二四二九号 昭和四十三年三月五日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 滋賀県神崎郡永源寺町高木簡易郵便局内 久田清太郎

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二四三〇号 昭和四十三年三月五日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 広島県三原市西野町西野簡易郵便局内 秦美枝

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二四三一号 昭和四十三年三月五日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 大分市大字里二、六〇〇ノ四〇小簡易郵便局内 大平貞喜

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二四三二号 昭和四十三年三月六日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 岩手県和賀郡沢内村沢内簡易郵便局内 田中助エ門

請願者 山形県最上郡舟形町長者原二三八

長者原簡易郵便局内 豊岡秋夫外

七名

紹介議員 伊藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二七七七号 昭和四十三年三月九日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 広島県福山市高西町高西簡易郵便局内 西奥繁

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二七七八号 昭和四十三年三月九日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 青森県上北郡野辺地町有戸簡易郵便局内 山根恒次郎外一名

紹介議員 津島 文治君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二七八〇号 昭和四十三年三月九日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 福島県耶麻郡高郷村西羽賀簡易郵便局内 斎藤美津子

紹介議員 松平 勇雄君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二八二七号 昭和四十三年三月十一日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(二通)

請願者 岡山県久米郡中央町三保簡易郵便局内 森岡経和外一名

紹介議員 木村 睦男君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二八七〇号 昭和四十三年三月十二日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 岐阜県大野郡白川村小白川簡易郵便局内 飯波与次郎

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二八七一号 昭和四十三年三月十二日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 山口県美祿郡秋芳町嘉万八六三中辺簡易郵便局内 五島一郎

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二八七二号 昭和四十三年三月十二日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 高知県室戸市岬町三津簡易郵便局内 北村千代竜

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二八七六号 昭和四十三年三月十二日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 山梨県東八代郡御坂町下黒駒簡易郵便局内 塚越政武外一名

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二八七七号 昭和四十三年三月十二日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(二通)

請願者 福岡県築上郡新吉富村西吉富簡易郵便局内 松木実好外一名

紹介議員 柳田桃太郎君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第二九二一号 昭和四十三年三月十四日受理

簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 奈良県宇陀郡大宇陀町小附簡易郵便局内 西岡朝夫

紹介議員 新谷寅三郎君 向井 長年君 大森 久司君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

F M東海及び東海大学付属望星高校存続等に関する請願(二通)

請願者 北九州市小倉区米町一一丁目 安部 佐太郎外百七十七名

紹介議員 御木 亨弘君

この請願の趣旨は、第二五二八号と同じである。

第二九二二号 昭和四十三年三月十四日受理

F M東海及び東海大学付属望星高校存続等に関する請願

請願者 横浜市港北区新吉田町八一九 土橋道子外千八百十三名

紹介議員 佐藤 一郎君

この請願の趣旨は、第二五二八号と同じである。

第二九二三号 昭和四十三年三月十四日受理

F M東海及び東海大学付属望星高校存続等に関する請願

請願者 神奈川県川崎市市ノ坪四四二 石沢光大外千六百九十一名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第二五二八号と同じである。

昭和四十三年三月三十日印刷

昭和四十三年四月一日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局